

# 民生委員・児童委員活動の現状

厚生労働省社会・援護局  
地 域 福 祉 課

## 民生委員・児童委員の位置づけ

- 民生委員法において「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」と規定。市町村の区域に置かれる。
- なお、児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦の福祉の向上のため必要な相談・援助等を行う「児童委員」を兼ねる。一部の児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けている。
- 民生委員の性格は、平成12年の民生委員法改正により「名誉職」から「給与を支給しない」として位置づけ。
- 守秘義務と政治的中立を規定。
- 委嘱は、厚生労働大臣。職務に関する指揮監督は、都道府県知事。  
(非常勤特別職の地方公務員とされている)
- 都道府県知事が市町村の意見を聞いて定める区域ごとに「民生委員協議会」を組織。(市は数区域に分けた区域、町村はその区域で1区域。現在10,459協議会 )

